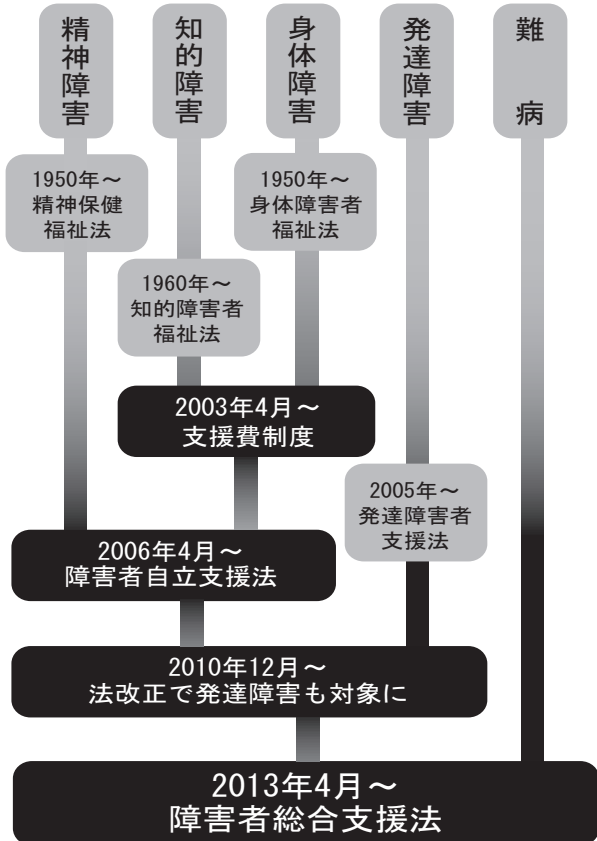


障害者福祉制度の変遷



障害者福祉 法改正で拡充

難病患者も支援の対象に

2013年
4月～

ホームヘルプ

短期入所

外出の
支援



日常生活用具の給付
(移動用リフト、特殊
ベッド、つえ、電磁
調理器など)

相談

就労の
支援

130疾患が対象

パーキンソン病、多発性硬化症、
加齢性黄斑変性症、突発性難聴、
メニエール病、再生不良性貧血、
潰瘍性大腸炎、クローン病、劇症
肝炎、関節リウマチ、強皮症、筋萎
縮性側索硬化症など

視覚・聴覚障害者 への支援強化

- ・手話通訳者
- ・要約筆記者
- ・盲ろう者向け通訳



育成を
必須化

都道府県

2014年4月

- 重度訪問介護 → 知的、精神障害者も対象に
- グループホーム → 重度の人でも受け入れ可能に
- 障害程度区分 → 障害支援区分に移行

※障害の重さではなく、必要な支援の量で区分

130種の難病患者も対象に